

○金融庁告示第二十九号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百二十三条第十一項第五号及び第十二項第五号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第十一項第五号及び第十二項第五号の規定に基づき、同条第一項第二十一号の八又は第二十一号の九に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合を指定する件（平成二十八年金融庁告示第四十八号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月二十五日から適用する。

平成三十一年四月二十五日

金融庁長官 遠藤 俊英

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 対象外国法令等 次のイからヘまでに掲げる国又は地域の区分に応じ、当該イからヘまでに定める外国の法令その他の規則（これに関連する外国の法令その他の規則を含み、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第二百二十三条第一項第二十一号の八及び第二十一号の九に規定する措置に相当する措置に関する部分に限る。）をいう。</p> <p>〔イ〕ホ 略〕</p> <p>〔ヘ〕 欧州経済領域協定に規定された国 Regulation (EU) No 648/2012 of the European Parliament and of the Council (European Markets Infrastructure Regulation - EMIR)</p> <p>三 対象外国当局 次のイからヘまでに掲げる国又は地域の区分に応じ、当該イからヘまでに定める外国の当局（当該外国の当局から対象外国法令等に関する権限の委任を受けた者を含む。）をいう。</p> <p>〔イ〕ホ 略〕</p> <p>〔ヘ〕 欧州経済領域協定に規定された国 Competent Authorities as</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 対象外国法令等 次のイからホまでに掲げる国又は地域の区分に応じ、当該イからホまでに定める外国の法令その他の規則（これに関連する外国の法令その他の規則を含み、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第二百二十三条第一項第二十一号の八及び第二十一号の九に規定する措置に相当する措置に関する部分に限る。）をいう。</p> <p>〔イ〕ホ 同上〕</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>三 対象外国当局 次のイからホまでに掲げる国又は地域の区分に応じ、当該イからホまでに定める外国の当局（当該外国の当局から対象外国法令等に関する権限の委任を受けた者を含む。）をいう。</p> <p>〔イ〕ホ 同上〕</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p>

defined under EMIR Article2 (13)

四 外国定量的計算モデル 定量的計算モデル（府令第二百二十三条第一項第二十一号の九イの規定に基づき、金融庁長官が定める潜在的損失等見積額を算出する方法を定める件（平成二十八年金融庁告示第十五号。第三条において「告示」という。）第一条第一項の定量的計算モデルをいう。第三条第一項において同じ。）に相当するものであつて、対象外国法令等に規定されているものをいう。

（府令第二百二十三条第一項第二十一号の九に規定する措置を講じなくとも公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合）

第三条 府令第二百二十三条第十二項第五号に規定する金融庁長官が指定する場合は、当分の間、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

一 「略」

二 次のイ又はロのいずれかに該当すること（前号の措置を講じる場合において、定量的計算モデル及び外国定量的計算モデルを用いない場合並びに告示第一条第二項の規定に基づく届出を行っている場合を除く。）。

イ 金融商品取引業者等（外国（第一条第二号イからへまでに掲げる国又は地域に限る。以下この号において同じ。）の法令に準拠して設立された者及び親会社（法第五十七条の二第八項に

四 外国定量的計算モデル 定量的計算モデル（金融商品取引業者等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の六イの規定に基づき、金融庁長官が定める潜在的損失等見積額を算出する方法を定める件（平成二十八年金融庁告示第十五号。第三条において「告示」という。）第一条第一項の定量的計算モデルをいう。第三条第一項において同じ。）に相当するものであつて、対象外国法令等に規定されているものをいう。

（府令第二百二十三条第一項第二十一号の九に規定する措置を講じなくとも公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合）

第三条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 金融商品取引業者等（外国（第一条第二号イからホまでに掲げる国又は地域に限る。以下この号において同じ。）の法令に準拠して設立された者及び親会社（法第五十七条の二第八項に

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>2 ロ 「略」 規定する親会社をいい、他の会社（外国会社を含む。）の子会社（法第二十九条の第四項に規定する子会社をいう。）であるものを除く。ロにおいて同じ。）が外国の法令に準拠して設立されたものである者を除く。）が、前号の措置を講じようとする場合において、定量的計算モデルを用いようとするときに、あらかじめ、告示第七条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に同条第二項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出していること。</p>
	<p>2 ロ 「同上」 規定する親会社をいい、他の会社（外国会社を含む。）の子会社（法第二十九条の第四項に規定する子会社をいう。）であるものを除く。ロにおいて同じ。）が外国の法令に準拠して設立されたものである者を除く。）が、前号の措置を講じようとする場合において、定量的計算モデルを用いようとするときに、あらかじめ、告示第七条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に同条第二項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出していること。</p>